

長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』利用取扱規程細則

- 第1 「信州なび助」利用取扱規程第1条にいう「応用デザイン」は別記1及び別記2のとおりとする。
第2 別記1の「信州なび助」のデザインを利用する際は、利用する「信州なび助」に近接して別記3のクレジットのいずれかを記載すること。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年10月19日から施行する。

(第1関係) 別記1





別記2



(第2関係) 別記3

デザイン制作=高校生
×
同学園トータルデザインアカデミー

デザイン制作=高校生 × 同学園
同学園トータルデザインアカデミー

デザイン制作=高校生 × 同学園トータルデザインアカデミー